【注意事項】

別記様式１－１～３交付申請書（別紙２）

　本ひな形は、市区町村が補助を申請する際に補助要件を充足していることを都道府県に対して疎明するための書面のサンプルであり、具体的な記述は各地方公共団体において自由に変更して差し支えありませんが、赤字は、特に申請者個々の事情により記述が大きく変わり得る箇所となります。

　また、*青字斜体*は補足・解説であり、申請の際に添付する書面においては削除してください。

補助要件の充足について

自治体名：

　「GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領」（令和６年１月29日文部科学省初等中等教育局長決定。以下「運営要領」という。）別添の第３（１－１）⑤に定める補助要件の充足に関する当【市町村】の概況は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助要件 | チェック |
| １　　　共同調達会議に参加している |  |
| ２－１　共同調達により端末を調達する |  |
| ２－２　オプトアウトして端末を調達する |  |
| ３　　　最低スペック基準を満たす端末を調達する |  |
| ４－１　教員数分の指導者用端末を整備している |  |
| ４－２　教員数分の指導者用端末を整備する予定である |  |
| ５　　　児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能を整備する |  |
| ６－１　各種計画を策定・公表している |  |
| ６－２　各種計画を策定・公表する予定である |  |

　それぞれの補助要件について、以下のとおり補足します。

### 共同調達会議への参加について

　当【○○市町村】は、【千葉県】における児童生徒の１人１台端末の共同調達の取りまとめを行う【千葉県公立学校情報機器共同調達協議会】（以下協議会）に参加しています。このことについて、以下の関連文書を添付します。

（１）千葉県公立学校情報機器共同調達協議会（第〇回）議事次第（別添１）

### 共同調達による端末の調達について

*＜共同調達に参加する場合＞*

　当【〇〇市町村】は、【協議会】が取りまとめる児童生徒の１人１台端末の共同調達に参加して端末を調達します。

*＜オプトアウトする場合＞*

　当【〇〇市町村】は、以下のとおり、GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領（令和６年１月29日文部科学省初等中等教育局長決定）別添の第３（１－１）⑤にいう「別に定める場合」としてGIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドラインが定める「共同調達に参加する必要が無いこととなる条件（オプトアウトの条件）」に該当するものと考えることから、【協議会】が取りまとめる児童生徒の１人１台端末の共同調達に参加せずに、端末を調達します。

*＜オプトアウトする場合の記載例１＞*

○該当するオプトアウトの条件

「高度な教育を行うため、最低スペック基準を上回るスペックであって、かつ、共通仕様書に定めるスペックより高いスペックの端末を導入する必要があること。」

○上記の条件に該当する理由

　【高度な教育の内容】を実施するため、児童生徒の１人１台端末で●●を実施できるようにする必要がある。そのためには、【適宜必要な機能・運用手法等と高スペックを必要とする要素の関連性を説明】があり、このため、【共同調達会議】が取りまとめる共通仕様書より以下の点で高いスペックを有する端末を導入する必要がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 高いスペックが  求められる要素 | 共通仕様書における  要求スペック | 当【市町村】において  必要なスペック |
| （例）メモリ | ８GB | 16GB |

*＜オプトアウトする場合の記載例２＞*

○該当するオプトアウトの条件

「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市又はこれと同等以上の人口規模を有する市町村であること。」

○上記の条件に該当する理由

　当市は地方自治法第252条の19第１項の指定都市であるため。

### 最低スペック基準を満たすことについて

*＜共同調達に参加する場合＞*

　当【〇〇市町村】は、【協議会】が取りまとめる児童生徒の１人１台端末の共同調達に参加し、当該会議が取りまとめる最低スペック基準を満たした共通仕様を満たす端末を調達する予定です。

*＜オプトアウトする場合＞*

　当【○○市町村】が調達する端末の仕様案は別添２のとおりであり、これは最低スペック基準を満たすものです。

### 教員数分の指導者用端末の整備について

　当【○○市町村】における、令和●年●月現在の指導者用端末の整備状況は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①教員※１数（名） | ②指導者用端末※２の数（台） | ③整備率（②/①）（％） |
|  |  |  |

（※１）小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の本務者教員のうち校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師

（※２）教員が学習指導のために用いることができる端末

*＜申請時点において整備率が100％に達していない場合（令和６年度申請）＞*

　上記のとおり、令和６年●月現在において、教員数分の指導者用端末は整備できておらず、●●のため、令和６年度内の整備完了も困難ですが、【令和７年度にかけての具体的な整備計画について記述】することで、令和７年度末までに整備率を100%とする予定です。

*＜申請時点において整備率が100％に達していない場合（令和７年度以降申請）＞*

　上記のとおり、令和●年●月現在において、教員数分の指導者用端末は整備できていませんが、【具体的な整備計画について記述】することで、学習者用端末の運用が開始されるまでに指導者用端末の整備も終える予定です。

### 児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能の整備について

*＜今後追記予定＞*

### 各種計画の策定・公表

　当【市町村】が策定・公表した各種計画の一覧は以下のとおりです。

　①端末整備・更新計画

　　「●●市端末整備・更新計画」

　　　https://●●●.lg.jp/●●●/●●●.html

　②ネットワーク整備計画

　　「●●市ネットワーク整備計画」

　　　https://●●●.lg.jp/●●●/●●●.html

　③校務DX計画

　　「●●市校務DX計画」

　　　https://●●●.lg.jp/●●●/●●●.html

　④１人１台端末の利活用に係る計画

　　「●●市１人１台端末の利活用に係る計画」

　　　https://●●●.lg.jp/●●●/●●●.html

*＜申請時点において各種計画の策定・公表が終わっていない場合（令和６年度申請）＞*

　当【市町村】においては、【各種計画の策定が終わっていない理由】のため、現時点において各種計画の策定・公表が未了ですが、【策定・公表に関する具体的なスケジュール】し、令和６年９月末までに各種計画を策定・公表します。

### 別添一覧

○別添１　　　千葉県公立学校情報機器共同調達協議会（第〇回）議事次第（別添１）

○別添２　　　●●市学習者用コンピュータ調達仕様書（案）（オプトアウトする場合）